

Intellectual Cabinet

Global Foundation for Research and Scholarship



No. 8

インテレクチュアル・キャビネット may ● 1999

特集 ● 企業税制改革

責任と信頼の企業税制改革

跡田直澄

政府の真の役割は 景気安定化と経済のサステナビリティ保持にある
いまこそ 中・長期的な税・財政・社会保障制度改革を
立案・実施していかなければならない

国際化と所得税減税

福重元嗣

企業税制に関連したもっとも必要な改革は
所得税を法人税なみに低くする
税の累進度を緩和するかたちでの減税である

レーガン税制の評価

彦谷貴子

レーガンの2つの税制改革から学ぶべき教訓は
財政赤字削減へ向けた確固たる取り組みと
経済活動に中立的で市場指向型の税制改革の必要性である

『Intellectual Cabinet』とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策 이슈を斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多面的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。
(毎月1日・15日発行)

跡田直澄 大阪大学大学院
国際公共政策研究科教授

あとだ・なおすみ

責任と信頼の企業税制改革

真の構造改革を

バブルの生成から崩壊、そして現在までの長期の不況。これらはいずれも政府の経済政策の失敗によりもたらされたものである。1985年のプラザ合意に始まる低金利政策下での地価上昇に対する無策、その後の地価抑制のための強引な土地担保融資総量規制、さらには景気後退の実態把握・認知の遅れによる不況の長期化・深刻化。これだけの失敗を続けてしまえば、いかに従順な国民でも、政府への不信感を募らせるのは当然であろう。

デフレスパイラルに陥る寸前の状況まできて、今度はなりふりかまわぬ政策のオンパレードが始まった。財政状況を考えず、大規模補正を繰り返し、果てはやみくもな法人税や個人所得税の減税から地域振興券の発行まで実施している。確かに、景気対策は政府の役割といえようが、真の役割は景気の安定化、さらには日本経済のサステナビリティ（継続的安定性）を保持することにあるはずだ。

財政赤字による一時的な景気の下支えは、本格的な経済の活性化につながるどころか、逆に、財政危機の到来により財政出動が制約されたならば、いっそう深刻な経済停滞を招くことになろう。21世紀を真近に控えたいまこそ、中・長期的な視野に立って、日本経済の真の構造改革に寄与する税・財政・社会保障制度改革を立案し、実施していかなければならない。

このような問題意識をもって、国際研究奨学財団の研究プロジェクトチームでは昨年度、「税制と企業行動」に関する研究プロジェクトを実施し、その研究成果にもとづいて「責任と信頼の企業税制改革」と題した提言をとりまとめた。以下ではその内容を簡単に紹介する。

提言の目的

人口の高齢化が急速に進むなかで、現行の税・年金制度が継続されると、日本企業の活力が大きく衰退する恐れがある。したがって、それを回避し、21世紀においても国際競争力を持ち、経済活力を維持するとともに、現下の景気を回復軌道に乗せ、経済を活性化させ、その結

政府の真の役割は、景気安定化と日本経済のサステナビリティ保持にある

21世紀を真近に控えたいまこそ、中・長期的な

税・財政・社会保障制度改革を立案・実施していかなければならない



1999.5.15

果として日本経済と財政のサステナビリティを確立することが、この提言の基本的な目的である。これらの目的を達成するためには、税・年金保険料という企業の公的負担の抑制、非効率な納税制度により生じているコストの削減、さらに法人税制と個人所得税制との整合性を考慮することが不可欠である。

5つの提言

提言1 地方税の法人事業税負担の半減。住民税法人税割の廃止。国税の法人税率の現状維持。地方の財源不足分は地方消費税で賄う。

日本の国税の法人税負担は、国際比較の結果から明らかのように、すでに国際水準と変わりはない。むしろ、地方法人事業税と他国にない地方住民税法人税割がこれに加わるため、企業の税負担が重くなっている。それゆえ、改革により軽減すべきは地方における法人所得に対する税負担部分である。このような企業の税負担の軽減は脱税や租税回避のインセンティブを低下させる。また、地方消費税への振り替えは企業の納税コストや行政の徴税コストの削減にもつながる。

提言2 年金負担抑制のため、厚生年金・基礎年金給付水準を10%削減し、国庫負担を1/2に引き上げる。必要財源は消費税で賄う。

企業の税負担を軽減しても、人口の高齢化による年金負担増を抑制しなければ、企業の活力は著しく減退してしまう。基本的には、保険料を年取ベースの20%レベルに抑制しても財政的に制度が維持可能な範囲に給付水準を引き下げる必要がある。これだけ抑制しても、企業の公的負担は現行の63%からみれば、2025年ではなお66%程度まで上昇するので、いっそうの企業負担抑制手法として、消費税による国庫負担の引き上げも検討すべきである。

提言3 企業の連結決算ベースによる連結納税制度の導入。

経済のグローバル化が進展するなかでは、企業はさまざまな経営情報について自ら適正に開示していかざるをえなくなる。その一つが2000年度から実施されるグループ企業単位で決算書を作成する連結決算制度である。企業が株価や資金調達の側面を考慮するならば、連結により財務内容を悪化させるわけにはいかないはずである。企業の真の情報が開示されるのであるから、課税面においても、わざわざ簡易型の損益振替方式などを導入するのではなく、本格的な連結納税方式を当初から導入すべきである。上場企業を想定するならば、連結納税制度のもとでも法人税収はそれほど減少しない。

提言4 中小企業活性化のために、軽減税率を15%と25%の2段階とし、それぞれの適用所得範囲を600万円と1500万円に設定する。

中小企業の税負担を日米で比較すると、日本の軽減税率は効果をほとんど発揮していない。これが日本の中小企業の規模拡大に対するインセンティブを削いでいる可能性がある。中小企業の活性化のためには、個人所得税制と整合性を考慮して、累進的な軽減税制を設ける必要がある。

提言5 国内、国外を問わず、新規参入企業に対しては、創業当初7年間、国税と地方税を合わせた特別軽減税率10%を適用する。

日本の開業率はアメリカに比べて極端に低い。起業・創業およびM&Aを促進するためには、税制面において大胆な優遇措置を講じる必要がある。また、対日直接投資は日本の法人税負担に弾力的に反応しているから、内外の資本を区別しないためには、外資系の起業に対しても、同様な措置を適用すべきである。

本格的な制度改革は無責任にも先延ばしされ続けてきたが、もはや小手先の改革では立ち行かないところまで日本経済は落ち込んでいる。ここに提言した「責任と信頼の企業税制改革」こそが日本再生の第一歩となる。



国際化と所得税減税

福重元嗣 神戸大学経済学部助教授

ふくしげ・もとつぐ

企業税制改革についての筆者の考えは、「企業税制に関連したもっとも必要な改革は所得税減税、それも税の累進度を緩和するかたちでの減税だ」というものである。この結論の根底にあるのは、企業が誰のものかという伝統的な議論と、グローバル・スタンダードと日本経済の国際化という新しい問題である。

個人と法人が同じ税負担になるように 所得税を法人税なみに低くする必要がある

経済学の初歩的な教科書には、家計と企業という2つの経済主体が存在しており、家計は効用を最大化し、企業は利潤を最大化すると書かれている。しかし、もう少し経済学を勉強すれば、企業も株式を通じて株主に所有されているという一般均衡理論の話になってくる。さらに現実を見れば、企業なのか家計なのか、はっきりとは分けられない経済主体がたくさんあることがわかる。

さて、この経済主体はいったい、所得税を払っているのだろうか、それとも法人税を払っているのだろうか。法人税率と所得税率が異なるのであれば、もっとも賢い方法は、法人税と所得税を比べて安いほうの税金を払うという選択である。つまり、税率にあわせて個人になったり法人になったりするわけである。

このようなご都合主義的な納税選択を避けるために、政府は商法を改正して、法人税を払うような身分になりにくいようにするという政策をとったことがある。零細中小企業は廃業して個人の事業収入で所得税を払うようにせよという政策である。しかし、この政策では、数年間で数千倍の規模に拡大するようなベンチャー企業は育たないし、優秀な中小企業を廃業に追い込むことになるだけである。

ではどうしたらよいのか。問題は、同じ事業をして同じ利益をあげているのに所得税と法人税で税の負担が違うという事実である。したがって、話は簡単である。個人でも法人でも同じ税負担になるような制度に変えるしかないのである。その方法としては、法人税を所得税なみに高くする方法と、所得税を法人税なみに低くする方法の2つがあり、筆者は後者の選択のみが可能だと判断せざるをえないのである。

空洞化をさけるためにも グローバル・スタンダードな法人税率にせざるをえない

所得税を法人税なみに低くするという選択は、日本経済の国際化と密接な関係がある。1980年代中頃の為替管理の自由化といった歴史を振り返らなくとも、多くの日本企業が海外に進出し、多くの外国企業が日本に進出している現状を見れば、ヒト・モノ・カネの国際的な移動が着実に進展していることは否定できない。このような状況においては、多くの海外事業を展開している大企業だけでなく、中小企業も国際的な競争にさらされ、コスト削減の競争を強いられることになる。

このように国際化してしまった経済において、企業の税負担を増加させればどうなるか。極端に言えば、外国に逃げるができるようなフットワークの軽い企業は外国に

[一般均衡理論]

全経済状況を相互依存の連立体系と認識し、個別経済単位の主体的均衡の社会的整合の可能性を問題とする理論的方法（『経済辞典』有斐閣）

[2つの方法]

- ①法人税を所得税なみに高くする
- ②所得税を法人税なみに低くする

企業税制に関連したもっとも必要な改革は
所得税減税、それも税の累進度を緩和するかたちでの減税である
グローバル・スタンダードと日本経済の国際化を前にして
法人税を所得税なみに高くすることができないからである

逃げていき、そうでない企業はコスト削減競争に敗れて廃業し、その企業が作っていたものは輸入品に代替されることになる。いわゆる生産力の空洞化が起こるのである。そこまでいかなくとも、企業の税負担の増加は、企業の国内での投資意欲を削ぎ、海外への直接投資を増加させる効果を持っていると同時に、外国企業にとっても、わが国への直接投資に対する意欲を低下させる効果を持っている。特に後者は、海外からの直接投資が、国の経済規模に比して少ないわが国にとっては、深刻な問題となる。

もちろん法人税を上げると同時に輸入品に関税を課して国内産業を守ることは理論的には可能だが、貿易の自由化とは逆行することになるので、現実には不可能な政策である。

歴史的に見れば、少なくとも戦後においては、日本の所得税は、所得の不平等を拡大しないように累進的な負担構造をとってきた。また、時代とともに少しずつ変化はしてきたが、その所得再分配機能を大きく低下させるような意見が支持されたこともなかった。しかし、グローバル・スタンダードを前に、日本の所得税が持っている所得再分配機能は弱められざるをえなくなったのである。

近年の所得の不平等化についての指摘も考えれば、社会全体での所得再分配機能の低下は避けるべきであろう。そして、所得税が所得再分配の道具として有効な手段でなくなるのであれば、社会保障等の給付による最低生活水準の向上というかたちでこれからの所得再分配政策を考えていかざるをえないだろう(ちなみに、そのさいの財源は消費税か固定資産税のようなものとなる)。

企業課税への国際的な税競争は 途上国にとっての深刻な問題になっている

可能性は非常に低いですが、企業の税負担率のグローバル・スタンダードを上昇させるという方法がある。少なくとも OECD を構成している国々が協調して税率を引き上げれば、日本の所得税減税の必要性は薄れる。しかしながら現状では、世界中の国々が企業誘致のために、税負担率の引き下げ競争をしている。経済理論から見れば、このような国際的な税(財政)競争は、社会保障や社会資本の供給を過小とする可能性が高い。したがって、利潤を求めて国際間を自由に移動していくカネ(企業)への課税で税(財政)競争を行なうことは得策とはいえないが、現状ではこれを調整することは難しい。

実は、この問題が深刻なのは、短期間の企業への税の減免措置を導入して企業を誘致している途上国においてである。減免期間は、インフラは整備しなければならないが、企業からの税収が上がらず、減免措置が切れるころには資本が引き揚げられてしまうことが多いからである。もっとも、先進国は、途上国のインフラを援助で作って、その収益を税の減免というかたちで回収しているとみることもできる。そう考えれば、途上国の税の減免措置には、それなりの意味があるのかもしれない。しかし、同時に先進国での減免措置の根拠はなくなり、根本的な企業税負担についての国際間での調整が重要となってくる。

[WTO (世界貿易機関)]
世界の貿易を自由化させるための
枠組み構築をすすめる機関

[所得再分配機能]
高額所得者と低額所得者の間で所得を平準化する効果を持つ機能。
財政の基本的役割の一つで、歳入面では社会保障支出、歳入面では所得税が大きな所得再分配機能を持っている(『経済辞典』有斐閣)

[OECD (経済協力開発機構)]
1961年9月30日発足。現加盟29カ国



1999.5.15

レーガン税制の評価

彦谷貴子 防衛大学校社会科学教室講師

ひこたに・たかこ

日本経済の停滞を打破するために、公共投資を中心とした大規模な経済対策が行なわれると同時に、新たな政策手段が模索されている。そのなかで、アメリカ経済の好調ぶりを背景に、レーガンの経済政策(レーガノミクス)を再評価する声が高まっている。日本企業の競争力回復を目指した産業競争力会議においても、サプライサイド改革の必要性が強調されている。

レーガノミクスの柱であった税制改革は、1981年改革と1986年改革とに大別できるが、以下ではこの2つの税制改革に焦点を当てて、日本経済が何を学ぶことができるかをみることにしたい。

1981年改革：景気は回復したものの 企業サイドの強化という効果は限定的だった

1980年代初頭のアメリカ経済は、インフレ、失業、生産性の低下等の問題を抱えていた。1981年に政権についたレーガンは、①減税や規制緩和を通じて、貯蓄、投資に対するインセンティブ(誘因)を高め、供給を増加させるとともに歳出を削減する、②金融政策を引き締めることによってインフレを抑制する、③減税による経済成長と歳出削減によって財政赤字を将来的に減少するという考え方(いわゆる「レーガノミクス」)に基づいて経済再建を試みた。

この1981年改革(経済再建租税法)では、所得税減税が行なわれる一方で、企業に対しては①ACRS(加速償却制度)の導入、②投資税額控除の拡大(設備投資額の10%)等の課税ベース縮小による法人税減税が行なわれた。税制改革の決定に至るプロセスは、古典的なポークバレル(利益誘導)であった。その結果、政治力の強い従来型産業(製造業、石油等の資本集約的産業)が、多くの税制優遇措置の恩恵を受けた。一方で、サービス業やハイテク等の労働集約的産業の負担は相対的に高くなった。また、ラッファー・カーブで知られる減税によって税収増を図るという考え方が誤りであったことはすぐに明らかになり、大規模な財政赤字は大きな問題となった。

このように1981年改革は、短期的には経済を刺激したが、財政赤字を増大させたのみならず、産業間、企業間の資源配分の歪みが拡大し、産業構造の変化を阻害した。なお、1981年改革の効果については、税制改革の恩恵を受けた資本集約的産業の成長は、その恩恵を受けなかった労働集約的産業と比較して小さかったという評価がある。景気は回復したものの、企業サイドの強化というサプライサイド理論の所期の効果は限定的であったといえる。

1986年改革：ハイテク産業・サービス産業の成長を後押しし アメリカ経済の構造転換を促すこととなった

1981年改革の直後から、財政赤字の急激な増加により、82年の租税公平財政責任法をはじめとした増税が行なわれた。1986年改革は、81年改革への反省をもとにした抜本的改革であった。

- 1981年改革(経済再建租税法)
- [目標] 経済再建—貯蓄投資の促進
- [税収] 実質減税
- [経済成長促進手段] 各種特別措置による投資刺激
- [租税特別措置] ACRS、ITC
- [恩恵] 資本集約的産業
- [政治プロセス] 利益誘導型
- [中長期的影響] 財政赤字拡大、競争力低下
- [構造転換] 阻害

[ラッファー・カーブ]
税収を最大とする税率が存在し、それより高い税率の設定は税収を減少させるという仮説(『経済辞典』有斐閣)

80年代にレーガン大統領が行なった2つの税制改革から
日本経済が学ぶべき教訓は
財政赤字削減へ向けた確固たる取り組みと
経済活動に中立的で市場指向型の税制改革の必要性である

- 1986年改革（租税改革法）
- [目標] 公平、簡素、成長：経済活動に中立的な税制
- [税収] 歳入中立（法人税は増税）
- [経済成長促進手段] 税率引き下げ
- [租税特別措置] 縮小、廃止
- [恩恵] ハイテク、サービス業
- [政治プロセス] トップダウン型（理念型）
- [中長期的影響] 財政の健全化、競争力回復
- [構造転換] 促進

1986年改革（租税改革法）では、所得税・法人税ともに税制優遇措置を廃止・縮減する一方で税率引き下げを行なった。法人税については、加速償却制度の縮減、投資税額控除の廃止等により課税ベースを拡大するとともに、税率引き下げ(15~46%→15、25、34%)を行なった。この改革は、「簡素、中立、公平」を目的とし、所得税減税、法人税増税の全体として歳入中立的な改革であった。

多くの税制優遇措置が廃止されるなどの内容を含む1986年改革は、有力な業界団体の反対を受けるなど、政治的には困難であると予想された。しかし、1981年改革の反省からトップダウン型の政策決定が行なわれたことに加え、税制優遇措置よりも税率引き下げの恩恵を受ける労働集約的企業および多国籍企業が、改革実現に向けて有力な連携関係を結んだことが改革を実現する上で重要であった。

1986年改革の結果、資本集約的産業は増税（税率引き下げ効果が税制優遇措置撤廃で帳消し）、労働集約的産業（ハイテクなど）は減税となり、税負担がシフトした。このことは、従来型の産業保護から脱却し、市場によって選別されたハイテク産業・サービス産業の成長を後押しし、アメリカ経済の構造転換を促すこととなった。

財政赤字削減への確固たる取り組みと 市場指向型の税制改革が必要である

- [日本への教訓]
- ①赤字財政への確固たる取り組み：サステナビリティの重要性
- ②経済活動に中立的な税制：市場指向型の税制改革

レーガンが行なった2つの税制改革は、財政赤字の問題のみが強調されがちであるが、経済成長を目指しつつ財政赤字の削減と構造転換をどのように両立させていくのかという点について、示唆に富んでいる。

まず第1は、サステナビリティの重要性を認識した財政赤字削減への確固たる取り組みの必要性である。1981年改革は、大幅な減税による景気刺激という点で画期的な内容ではあったが、それは、歳入確保という観点からはサステナブルなものではなく、その後、増税が繰り返されることになった。日本の予算・税制が現在サステナブルなものでないことは明らかであり、1981年改革のように実質減税となるような改革は続けるべきではない。今後、早急に歳出の削減と増税を議論することが必要である。

第2は、経済活動に中立的な税制が必要だということである。1986年改革の目指した経済中立的な税制は、ハイテク産業、サービス産業の成長に寄与し、アメリカ産業の構造転換を促進した。

そのような観点からみれば、昨年、日本で法人税率引き下げとともに行なわれた課税ベースの拡大は、歳入の面からだけでなく経済中立的な税制を目指すという点からも重要な意義を持つものであった。政府主導による分配型の税制ではなく、市場指向型の税制を導入することが、日本の産業構造の転換のために必要であり、さらなる課税ベースの拡大が求められる。

政策論争レビュー

成長論のミステリー

英誌『エコノミスト』（1999年3月6日/12日号）は、何年にもわたって経済成長論の研究が行なわれてきたが、経済成長は依然としてミステリーの世界にあり、研究すればするほどよくわからなくなるという興味深い論評を載せている。

長期の成長戦略を議論する資格があるかどうかをテストするには、次の問題に答えてみればよい。(1)世界の所得分配はどうなっているか。(2)各国は経済学者がいう「定常状態」に収斂しているかどうか、もしそうであればその速度はどの程度か。(3)物理的な資本などに対する収益が低下する速度はどの程度か。(4)貧困国が貧しいのは、これらの国が投入財を欠いているからなのか、あるいは技術格差によるものなのか。(5)なぜ長期にわたって各国の成長率が違うのか。(6)長期的には何が起きるか予測できるか。

この問題は、オックスフォード大学のジョナサン・テンブルが最近の論文「経済成長に関する新しい証明」（『ジャーナル・オブ・エコノミック・リタラチャー』1999年3月号）で提起しているものである。テンブルは、各種の経済成長理論・実証分析を検討しながら、(1)収斂と技術の関係、(2)収斂の速度、(3)技術と成長率の国際的な格差、(4)長期の技術革新、(5)収斂を生じさせる要因、(6)物理的資本への投資、人的資本、研究開発投

資という成長要因の評価と影響、(7)成長へ影響を与える他の要因ともいえる人口の成長、貿易、金融、短期的マクロ経済要因、政府の規模、インフラストラクチャーに対する政府支出、不平等、社会のおよび政治的要因について、非常に精緻な議論を展開している。

ここでは日本に関係がありテンブルがある程度の自身をもってくだしている次のような結論を紹介しておきたい。(1)成長率の差はマクロ経済の安定性から生じる。(2)異論はあるが、この効果は一部、資本投資および設備投資を通して発生する。(3)長期の成長は研究開発投資の影響をうけないかもしれないがその社会的な利益は大きい。(4)全要素生産性(TFP)と成長の関係はいまだにはっきりしていないがこれまでの研究が考えている以上の影響を成長に対して与えるかもしれない。(5)不平等の上昇は社会的・政治的不安定さをまして、成長を阻害する。(6)明確にはいえないが、大きな政府と高率課税は成長を阻害すると一般的にいえる。

長期成長論・実証分析に関しては日本の経済学者のプレゼンスは極めて低い。政府の適切な政策立案のためにもいっそうの研究が望まれる。

(服部 彰／福岡大学商学部教授)

Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー ●サブリーダー ●メンバー (50音順)

香西 泰	島田晴雄	浅見泰司	伊藤元重	大田弘子	篠原総一	田村次朗	中馬宏之
	竹中平蔵	池尾和人	岩田一政	北岡伸一	清家 篤	本間正明	吉田和男
		伊藤隆敏	浦田秀次郎	榊原清則	田中明彦	船橋洋一	若杉隆平

研究事業部から

新年度がスタートして、はやひと月半が経過しました。

今年度の研究事業部は昨年度から引き続き、政策研究、研究交流、およびセミナーやシンポジウム開催等のディセミネーション活動を柱として研究事業を実施していくほか、研究成果にもとづく政策提言活動の充実や、国際共同研究の実

施による海外とのネットワークの拡充等、より多面的に活動を展開していく予定です。

政策研究では、金融システム改革、財政改革、司法改革、安全保障といった現下の重要政策課題に取り組みます。また研究交流では、新たにロシア、フランス、トルコ等の国々からの研究

者の招聘の可能性を探っているところです。

本財団は、こうした活動を通じて日本の政策形成過程の多元化および国際社会に向けての知的貢献に寄与していきたいと考えています。皆様からの忌憚なきご意見やアドバイスをお待ちいただければ幸いです。(T)

Intellectual Cabinet No.8

1999年5月15日発行

(毎月1日・15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

©1999 Global Foundation for Research and Scholarship

発行 国際研究奨学財団研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9

日比谷セントラルビル10階

TEL.03-3502-9438 FAX.03-3502-9439

URL : <http://www.gfrs.or.jp>

発行人 竹中平蔵

編集人 堀岡治男

編集協力 中田雅与

デザイン 山崎登

印刷 精文堂印刷株式会社